

第 1 2 回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要
(平成 1 5 年 1 2 月 1 7 日 (水))

1 . 委員の出欠

松谷委員が欠席。

2 . 概要

(1) 生鮮食品の原産地表示の今後のあり方について

事務局から、報告書案（生鮮食品の原産地表示の今後のあり方について）について説明。

「 1 . 生鮮食品の原産地表示の現状と問題点」

座 長：生鮮食品の原産地表示については、これまで 3 回にわたる議論に基づき事務局から報告書案が示されている。本日は、報告書案について最終的な取りまとめを行う。まずは、「 1 . 生鮮食品の原産地表示の現状と問題点」について何か意見のある方は発言をお願いしたい。(異議なし)

「 2 (1) 3 ヶ月ルールの対応方向」

委 員：報告書案の 3 ページ図 2 の中にある「牛・豚以外」という書きぶり、報告書案の本文にある「鶏等」は、同じ意味だと思うので、分かりやすいよう統一した書きぶりにした方がよいのではないか。

事 務 局：御指摘を踏まえ、生鮮食品品質表示基準を参照しながら、統一のとれるような形で修正したい。

「 2 (2) 地名を冠した銘柄畜産物の対応方向

委 員：5 ページの図 3 の「銘柄名 (C 県産)」又は「銘柄名」について、これまでの共同会議の議論では、銘柄に冠された地名と J A S 法上の原産地が一致する場合は、県名等の原産地を書いても書かなくともよいということになっているが、念のため、このままでよいのか各委員の意見を確認したい。

委 員：書いてはいけないとした場合、表示実行上難しい面もある。また、書くことを禁止しなければならない根拠もないため、どちらでも良いとする報告書案のままでよいのではないかと考える。

- 座 長：本来、銘柄名の地名とＪＡＳ法上の原産地が一致すれば県名等の原産地を表示する必要はないが、あえて書くことを禁止するルールを作る必要はないのではないかな。
- 委 員：報告書の内容は、報告書を読めばわかるのだが、３ヶ月ルールや銘柄畜産物の取扱いがどうなるのかポイントが一目でわかるようにしてもらいたい。
- 事 務 局：ポイントについては、アンダーラインを引く、ゴシックにする等して、体裁を整える等により明確化することとしたい。
- 委 員：５ページの図３の注）について、最後に「仮定している」とあるが、これはどういうことで仮定としているのか。
- 事 務 局：報告書骨子案では、「Ｃ県と関係する地名を示す」と言い切っていたが、銘柄名は、必ずしもＣ県と関係する地名だけでなく、Ａ県と関係する地名を銘柄に冠する場合も想定されることから、今回の報告書案では、「仮定する」という表現としている。
- 委 員：報告書骨子案のように、言い切っている方がわかりやすくてよいのではないかな。
- 座 長：この部分については、報告書骨子案にあるような形で修正を願いたい。
- 委 員：４ページの下から２行目にある「銘柄畜産物については、～努めることも必要である。」という文章は、表現が回りくどいのではないかな。この部分は非常に重要な部分なので、もう少しはっきりと、例えば「努めるべきである」と書いてもらいたい。
- 事 務 局：御指摘のとおり文章の最後を「努めるべきである」という表現してはどうか。
- 委 員：最後の部分を「努めるべきである」とした場合、誰がやるのか主語を書く必要があるのではないかな。
- 委 員：どこが責任をもってやるかについては、生産者や販売業者の努力義務ではないのか。
- 委 員：誰が、誰に対してどのようにやるという議論は、これまで共同会議で行われていないし、具体的な手段も検討していない。報告書には原案のまま記載することとして、誰がどのようにやるかについては、別に議論する必要があるのではないかな。

か。

委員：銘柄の意味を明確にすることは、非常に大事なことと考えるがどうか。

委員：銘柄の意味を明確にするということは、表示の方法でわかるのではないか。消費者への情報提供については、誰がどのように行うのかという議論はなされていない。ある程度具体的な手段があれば言い切ってもよいが、具体的な手段がないのであればそこまで言い切るのはいかがなものかと考える。

事務局：以前、意見陳述を行った近江肉牛協会では、「銘柄牛については、それらを生産・販売する組織が規約により明確な定義を定め、消費者に対しての説明責任を持つ」としており、関係者の説明責任に対する努力が読みとれる。このような中で、銘柄を決めた関係者が銘柄の意味等を説明すべきというのは、自然なことではないか。

座長：後段の部分は変えないこととして、例えば、「生産者、販売者は」というように、主語を挿入してはどうか。

委員：主語としては「銘柄畜産物を供給する側にあっては」という表現ではどうか。

座長：それでは、この部分については、主語を明確にする方向で、事務局に修正してもらいたい。

「３．その他」

委員：６ページ「（１）表示の定着の推進」に「生鮮食品品質表示基準は、卸業者、仲卸業者、輸入業者等の中間流通業者にも適用され、これらの者にも原産地の表示が課されている」とあるが、現行制度上、卸業者等の中間流通業者にまで表示義務は課せられているのか。

事務局：現行制度上、中間流通業者は、箱以外にも、伝票等の手段で原産地を小売業者まで情報を伝える義務がある。そういう意味での「表示」ということであるが、誤解を招かないよう「表示」という表現を修正したい。

座長：報告書案については、ただいまの御指摘を踏まえ、事務局で修正したものを再度委員の皆様にお送りしてご確認いただくが、最終的には座長の責任で取りまとめるということで一任頂きたいがいかかが。（異議なし）

(2) 表示方法について

事務局から、資料 2 (表示方法について (その 2)) について、説明。

文字の大きさ

- 座 長:文字の大きさを J A S 法と食品衛生法で統一することについて何か意見はあるか。
- 委 員: 会員企業に聞いたところ、「 6 号」という活字は印刷屋にもほとんどなく、ポイントに統一してほしいとのことだった。
- 委 員: 文字の大きさを統一する場合、食品衛生法の規定の改正は簡単にできるのか。
- 事 務 局: 法律本体ではなく通知で決められている。通知は昭和 44 年に発出されたもの。通知の変更であるため、号をポイントに変えることにあまり問題はないと考える。
- 座 長: それでは、食品衛生法と J A S 法の整合を図るという観点から、厚生労働省の通知の変更をお願いしたい。

表示の様式

- 委 員: ほとんどのスーパーでは、プライ斯拉ベルによる表示がされている。この方法はすでに一般に定着しており、消費者にもわかりやすいものと思う。わかりやすい表示を求める一方で順番や様式まで細かく規定することにどのような意味があるか疑問である。一括表示を義務付けている諸外国の例も見当たらない。
- 関係業界としては、できる限り一括表示欄内に表示したいと思っているが、印字できる文字数には限度があり、収まりきらない場合がある。このような現状ではプライ斯拉ベルに一括表示することは不可能である。原材料名は裏面に表示している場合があるが、もし表面に表示することになれば商品の中身がよく見えなくなってしまう。商品選択の際には、原材料名等の表示事項も重要な情報ではあるが、中身の素材や鮮度等も商品選択の際の重要なポイントである。
- (表面に原材料名のラベルを貼った明太子のパックを回覧。)
- 座 長: 裏面表示を可能とする事項としては原材料名だけをお考えか。

- 委員：全てについて一括で表示したいが、変更することになれば印字機の交換等、時間とコストがかかる。消費者にわかりやすい表示にしたいと努力はしている。
- 座長：現行の基準では、賞味期限については一括表示の外に別途記載できると思うが、原材料名等他の事項は可能なのか。
- 事務局：現行の基準上では、賞味期限と保存方法は、別途記載することが可能となっているが、その他の事項は一括表示の中に表示する必要がある。
- 委員：委員の考え方は理解できる。表示によって商品の中身が隠れてしまうと確認できない。賞味期限が別途記載できるのであれば、その他の事項についても別途記載を認めてよいのではないか。ただ、現在でも賞味期限はどこに記載されているかがわからない場合も多いので、わかりやすいところに表示することが必要。
- また、資料の中に「ＩＴの活用」とあるがこれはどのような意味か。
- 事務局：例えばホームページを活用するなど商品の情報を、ＩＴ（情報技術）を活用して提供する方法も検討すべきではないかということである。表示は現在のところ、すべて商品のパッケージに書かれているが、一部の情報を製造業者のホームページを活用して情報提供する方法も今後検討したいと考えている。
- 座長：「食品の表示制度に関する懇談会」の報告書においても、ＩＴの活用が記載されている。スーパー等ではそのような動きが出始めているところもあるのではないかな。
- しかし、ＩＴの活用にはまだいろいろな問題があるので、もっと時間をかけて検討する必要がある。
- 委員：資料にある、他の表示方法のどのルールでも、見やすい箇所に表示することとなっている。見やすいところに見やすいかたちで表示することが重要かつ、実行可能な様式であり、よいのではないかな。
- 委員：私も、基本的には委員と同意見である。しかし、消費者の側に立ってみれば、まとめて表示してある方が見やすいのは事実。つまり、あくまでも基本は一括表示だが、現実を踏ま

えて、実行可能な表示方法を認めることにする、ということではないか。

表示の自由度は高い方が現実的だと思う。特にプライスラベルについては、すでに消費者に十分認知されており、この表示方法についてとやかく言う人はあまりいないだろう。表示事項の表示の順番等が多少違っていても、問題はないのではないか。

委員：国民生活センターに「賞味期限がどこにあるかわからない」という問い合わせが多く寄せられる。大きく書くのは自由なので、強調したい部分を大きくされると、必要な部分が読みとれないおそれがある。必要な情報は同じ大きさと、同じ場所でわかるように書いてほしい。資料2の4ページの表示例2は、以外と見やすい。表示例3のように「新鮮○○」等大きく書かれ、必要な情報があちこちにあるのは論外。また、弁当などは、裏にラベルが貼られており、ひっくり返さないと表示が見られない場合がある。表示する場所も重要。

座長：「一括表示」は確かに見やすい。しかし、原材料表示にアレルギー表示、遺伝子組換え食品表示等、表示しなければならない事項が増えてきたことにより、表示が窮屈になっていることも事実。これまでの議論では、表示の様式はゆるめてもよいのではないかという点について異論はないと思う。また、一括表示については、一箇所に表示することが不可能な場合もある。と言っても、裏に貼ればひっくり返さなければならない。もう少しわかりやすくして使いやすく、現実的な表示について何か工夫ができないものか。

事務局：1つのオプションとして、賞味期限や保存方法と同様に、他の項目についても、一括表示の中で実際の表示場所を明示することを前提に、他の場所に表示することを認めるという方法もある。

委員：確かにそうだが、あれはあっち、これはこっち、というのでは一括表示は目次だけとなってしまう見にくいのでどうか、という気がする。委員が言うところの「できない」ということについて、もう少し詳しく教えて欲しい。全く不可能というわけではないのではないか。例えばプライス表示と一

- 委 員：括表示を分ける等の工夫はできないのか、という気がする。
- 員：資料２の４ページにある表示例３は、誇張しすぎであり、実際にはこんな表示はないし、この御時世、こんな表示をしていたら商品は売れない。各業者とも、少しでもわかりやすい表示となるよう、努力している。しかしそれでも、物理的に無理な場合があることについて、是非とも御理解頂きたい。ある程度の規模のスーパーでさえ大変なのだから、中小スーパーや町の小売店などではもっと難しいのではないか。一方、例えば、アレルギー表示等は食品の安全上重要なので必ず表面に表示するといったことも考えられる。
- 委 員：単に「わかりやすい場所」では、現状の賞味期限のように、どこに表示されているかわからないような状況が生じることを心配してしまう。
- 委 員：最近、いわゆる調理食品が増えている。これらの食品は使用している原材料の数が非常に多く、きちんと表示しようとするれば、原材料の欄が非常に大きくなってしまう。このように、重要度にかかわらず一律に表示したのでは、表示がわかりにくくなるのではないか。原材料欄については、他の表示項目と表示方法に差を付ける等の工夫を、今後検討できるのではないか。
- 委 員：昨日買ったリキュールの表示は、表示内容があちこちに散らばっていて、非常にわかりにくかった。リキュールはムード商品のような性格があり、表示もデザインの一部となっている。このため、こういうわかりにくい表示があることも事実。業者の意図が消費者のニーズより優先するような表示は認めるべきではないのではないか。様々な意図で表示を行っている業者に対し、１つのルールで表示方法を定める以上、最低限の表示においてもわかりやすいものとなるようなルール作りをしたい。
- 座 長：表示方法について、文字の大きさについては、食品衛生法とＪＡＳ法の整合を図る観点から、８ポイント以上に統一するということで意見は一致した。
- 表示の様式については、様式を統一的に定める必要はなかろうという点では意見の一致が見られたものの、一括表示を

どれくらい緩和できるかという点にもつながる問題であの
で、表示様式については次回以降も引き続き検討していくこ
ととしたい。

（原田委員より、退任のあいさつ）

（事務局より、次回以降の日程について、第１３回を２月２５日（水）
午前１０時より、第１４回を３月２４日（水）午前１０時より、いず
れも日本郵政公社本社ビル２階共用会議室において開催する予定で
ある旨、説明があった。）

以 上